

京都市告示第486号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年12月11日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 一般国道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
162号	右京区梅ヶ畑梅尾町8番地地先内	旧	メートル 177.40	メートル 6.55 ~ 9.20
		新	177.40	6.80 ~ 25.70

- 2 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都広河原 美山線	左京区鞍馬本町905番地の1地先から 同町910番地の1地先まで	旧	メートル 223.90	メートル 4.50 ~ 7.70
		新	223.90	7.32 ~ 19.75

宮ノ辻神吉線	右京区京北細野町信濃垣内32番地の3地先から	旧	36.50	8.43 ~ 19.33
	同町33番地の4地先まで	新	36.50	8.43 ~ 19.33

3 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
伏見西部第五経1号線	伏見区納所和泉屋3番地の96地先から	旧	メートル 87.50	メートル 6.00 ~ 9.70
	同町2番地の7地先まで	新	87.50	5.66 ~ 8.40

(建設局土木管理部道路明示課)